

## 岩手県中間年評価の概要

岩手県農林水産部農業振興課

## I 第4期対策における実施状況

## 1 市町村数

本県 33 市町村のうち、金ヶ崎町と洋野町を除く 31 市町村で中山間地域等直接支払交付金を交付している。

## 2 協定数

- (1) 平成 29 年度に締結している協定数は 1,148 協定であり、うち集落協定は 1,107 協定 (96%)、個別協定は 41 協定 (4%) である。(表 1)
- (2) 単価別では、体制整備単価協定は 990 協定 (86%)、基礎単価協定は 158 協定 (14%) である。

表 1 協定数

(単位：協定)

年度	全協定			集落協定			個別協定		
		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価
27	1,132	971	161	1,093	942	151	39	29	10
28	1,147	990	157	1,107	960	147	40	30	10
29	1,148 (100%)	990 (86%)	158 (14%)	1,107 (96%)	960	147	41 (4%)	30	11

- ※ 集落協定：対象農用地において、農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定
- ※ 個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定や農作業受委託契約等に基づき締結する協定
- ※ 体制整備単価：最低限の農地管理活動に加え、機械・農作業の共同化等の農業生産活動等の体制整備に向けて取り組む場合の単価（参考：急傾斜の田の交付単価 21 千円/10 a）
- ※ 基礎単価：最低限の農地管理活動に取り組む場合の単価（交付単価は体制整備単価の 8 割）

## 3 交付面積

- (1) 本県の耕地面積 150,800ha のうち、本制度の対象農用地面積は 27,269ha である。
- (2) 平成 29 年度の交付金の交付面積は 23,929ha となる見込みであり、交付面積率は 88% となっている。(表 2)
- (3) 体制整備単価協定の交付面積は 21,912ha (92%) で交付面積全体に占める割合は高く、将来に向けた農業生産活動の体制整備に積極的に取り組んでいる。

表 2 交付面積

(単位：ha)

年度	全協定			集落協定			個別協定		
		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価		体制整備単価	基礎単価
27	23,111	21,076	2,035	22,271	20,276	1,996	840	801	39
28	23,869	21,875	1,994	23,007	21,052	1,955	862	823	39
29	23,929 (100%)	21,912 (92%)	2,017 (8%)	23,050 (96%)	21,090	1,960	880 (4%)	823	57

※端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。(以下同じ)

- (4) 加算措置(集落協定の広域化支援、小規模・高齢化集落支援及び超急傾斜農地保全管理加算)を受けている協定は32協定であり、加算面積は1,274haとなっている。(表3)
- (5) 地目別の交付面積は、田が22,175haと最も大きく、次いで草地727ha、畑594haである。また、対象農用地基準別の交付面積は、急傾斜が14,073haと最も大きく、次いで緩傾斜9,800haである。(表4)

表3 加算措置に取り組んでいる交付面積 (単位: ha)

区分	加算面積	集落協定の 広域化支援	小規模・高齢化 集落支援	超急傾斜農地 保全管理加算
集落協定	1,274	1,064	1	209

表4 地目別・対象農用地基準別の交付面積 (単位: ha)

区分	全協定			集落協定			個別協定			
		体制整 備単価	基礎 単価		体制整 備単価	基礎 単価		体制整 備単価	基礎 単価	
地 目	田	22,175	20,389	1,786	22,039	20,296	1,743	136	93	43
	畑	594	536	59	569	514	56	25	22	3
	草地	727	600	128	345	226	118	383	373	9
	採草放牧地	433	388	45	97	54	43	336	334	2
対 象 農 用 地	急傾斜	14,073	12,898	1,175	13,572	12,423	1,148	502	475	27
	緩傾斜	9,800	8,975	825	9,422	8,627	794	378	348	30
	高齢化率・ 耕作放棄率	56	39	17	56	39	17	0	0	0

#### 4 交付金額

平成29年度の交付予定金額は、3,580百万円である。(表5)

表5 交付金額 (単位: 百万円)

年度	全協定			集落協定			個別協定		
		体制整 備単価	基礎 単価		体制整 備単価	基礎 単価		体制整 備単価	基礎 単価
27	3,496	3,260	235	3,439	3,208	231	57	53	4
28	3,571	3,339	231	3,513	3,285	227	58	54	4
29	3,580	3,347	233	3,521	3,293	228	59	54	5

## 5 協定の動向

(1) 平成 29 年度の協定数は 1,148 協定であり、交付面積は 23,929ha、交付金額は 3,580 百万円となり、1 協定当たりの交付面積、交付金額はそれぞれ 21ha、318 万円となる見込みである。

(表 6)

(2) 平成 29 年度の交付金額のうち、共同取組活動への配分割合は 40.6%となり、平成 28 年度の割合を上回る見込みである。(表 7)

表 6 協定の概要

(単位：協定、人、ha、百万円)

年度	集落協定数	参加者数	交付面積	交付金額	1 協定当たりの平均			参加者1人当たりの交付金額(万円)
					参加者数	交付面積	交付金額(万円)	
27	1,132	29,526	23,111	3,496	26	20	309	11.8
28	1,147	29,917	23,869	3,571	26	21	311	11.9
29	1,148	29,923	23,929	3,580	26	21	312	12.0

年度	交付市町村数	1 市町村当たりの平均		
		協定数	交付面積	交付金額(万円)
27	31	37	746	11,277
28	31	37	770	11,519
29	31	37	772	11,548

表 7 交付金の配分額 (単位：百万円)

年度	共同取組活動への配分	割合(%)	個人への配分
28	1,425	39.9	2,146
29	1,452	40.6	2,128

## II 交付金交付の評価

### 1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

集落マスタープランは、集落協定において目指す将来像と、それを実現させるため活動（生産性や収益向上、担い手の定着、他集落との連携等）について定めたものである。

集落マスタープランに定めた活動については、1,107 集落協定のうち 1,085 協定（98%）において着実に実施されている。

また、活動に一部遅れが見られる協定もあるが、市町村等の指導・助言により、今後、改善が見込まれる。（表 8）

表 8 集落協定における集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の評価結果

項目	計	◎優良	○適当	△要指導助言	×返還等
集落マスタープラン	1,107 協定 (100%)	53 (5%)	1,032 (93%)	22 (2%)	0 (0%)

評価判定

◎：29 年度までに実施しており、31 年度にも実施が高く見込まれる

○：29 年度までに実施しており、31 年度にも実施が見込まれる

△：29 年度までに実施しているが不十分であり、指導・助言により改善が見込まれる

×：29 年度までに実施していない

### 2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

#### (1) 集落協定

必須の活動項目である、耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理及び多面的機能を増進する活動については、ほとんどの協定で着実に実施されている。

また、活動に一部遅れが見られる協定もあるが、市町村等の指導・助言により、今後、改善が見込まれる。（表 9）

表 9 集落協定における農業生産活動等として取り組むべき事項の評価結果

項目	計	◎優良	○適当	△要指導助言	×返還等
耕作放棄の防止等の活動	1,107 協定 (100%)	51 (5%)	1,033 (93%)	23 (2%)	0 (0%)
水路・農道等の管理	1,107 協定 (100%)	62 (5%)	1,038 (94%)	7 (1%)	0 (0%)
多面的機能を増進する活動	1,107 協定 (100%)	49 (4%)	1,039 (94%)	19 (2%)	0 (0%)

評価判定

◎：29 年度までに実施しており、31 年度にも実施が高く見込まれる

○：29 年度までに実施しており、31 年度にも実施が見込まれる

△：29 年度までに実施しているが不十分であり、指導・助言により改善が見込まれる

×：29 年度までに実施していない

## (2) 個別協定

自作地を対象に含める場合の必須項目である、耕作放棄の防止等の活動、水路・農道等の管理活動及び多面的機能を増進する活動については、いずれの協定でも着実に実施されている。

(表 10)

表 10 個別協定における農業生産活動等として取り組むべき事項等の評価結果

項目	計	◎優良	○適当	△要指導助言	×返還等
耕作放棄の防止等の活動	31 協定 (100%)	1 ( 3%)	30 ( 97%)	0 ( 0%)	0 ( 0%)
水路・農道等の管理	26 協定 (100%)	0 ( 0%)	26 (100%)	0 ( 0%)	0 ( 0%)
多面的機能を増進する活動	22 協定 (100%)	0 ( 0%)	22 (100%)	0 ( 0%)	0 ( 0%)

評価判定

◎：29年度までに実施しており、31年度に実施が高く見込まれる

○：29年度までに実施しており、31年度にも実施が見込まれる

△：29年度までに実施しているが不十分であり、指導・助言により改善が見込まれる

×：29年度までに実施していない

### 3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

#### (1) 集落協定

960 協定が体制整備単価に取り組み、農用地等保全体制整備のほか、地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動を行うこととしている。

##### ① 農用地等保全体制整備（必須）

農用地等保全体制整備は、将来にわたって協定農用地を保存していく取組の範囲や位置（例：水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲、農作業の共同化や受委託が必要となる範囲）を地図上に記載して実践するものであり、932 協定（97%）において、着実な実施が見込まれる。（表 11）

なお、28 協定（3%）の協定では、市町村等の指導・助言により、今後、改善が見込まれる。

##### ② 地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択）

ア A要件（機械・農作業の共同化、農業生産条件の強化等）を選択した 224 協定のうち 203 協定（91%）において、平成 31 年度までに要件達成が見込まれる。（表 11）

イ B要件（新規就農者の確保、加工・販売等）を選択した 19 協定のうち 18 協定（95%）において、平成 31 年度までに要件達成が見込まれる。

ウ C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）を選択した 759 協定のうち 751 協定（99%）において、平成 31 年度までに着実な実施が見込まれる。

なお、実施が遅れている協定では、市町村の指導・助言により、今後、改善が見込まれる。

表 11 集落協定における農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の評価結果

項目	計	◎優良	○適当	△要指導助言	×返還等	
農用地等保全体制整備	960 協定 (100%)	50 ( 5%)	882 ( 92%)	28 ( 3%)	0 ( 0%)	
農業生産活動等の 継続に向けた活動	A要件	224 協定 (100%)	16 ( 7%)	187 ( 84%)	21 ( 9%)	0 ( 0%)
	B要件	19 協定 (100%)	0 ( 0%)	18 ( 95%)	1 ( 5%)	0 ( 0%)
	C要件	759 協定 (100%)	(—)	751 ( 99%)	8 ( 1%)	0 ( 0%)

評価判定（農用地等保全体制整備、C要件）

◎：29年度までに実施しており、31年度にも実施が高く見込まれる

○：29年度までに実施しており、31年度にも実施が見込まれる

△：29年度までに実施しているが不十分であり、指導・助言により改善が見込まれる

×：29年度までに実施していない

評価判定（A要件、B要件）

◎：29年度までに実施全ての取組で達成率が通知基準\*の50%以上であり、31年度に達成が高く見込まれる

○：31年度に通知基準の達成が見込まれる

△：指導・助言を行うことにより改善が見込まれる

×：29年度までに全ての取組で達成率が通知基準の50%未満であり、指導・助言を行っても改善が見込まれない

※通知基準：本制度において達成すべきと定められている活動水準。

### ③ 加算措置適用の取組

集落協定の広域化支援は、選択した 16 協定のうち 14 協定（88％）において、複数集落が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して農業生産活動等を維持するための体制づくりが行われており、平成 31 年度までに要件達成が見込まれる。（表 12）

小規模・高齢化集落支援は、選択した 1 協定において、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ農業生産活動が実施されており、平成 31 年度までに要件達成が見込まれる。（表 12）

超急傾斜農地保全管理加算は、選択した 15 協定のうち 14 協定（93％）において、超急傾斜農地の保全や有効活用が実施され、平成 31 年度までに要件達成が見込まれる。

なお、これらの取組が遅れている協定においては、市町村の指導・助言により、今後、改善が見込まれる。

表 12 集落協定における加算措置適用のために取り組むべき事項の評価結果

項目	計	○適当	△要指導助言	×返還等
集落協定の広域化支援	16 協定 (100%)	14 (88%)	2 ( 12%)	0 ( 0%)
小規模・高齢化集落支援	1 協定 (100%)	1 (100%)	0 ( 0%)	0 ( 0%)
超急傾斜農地保全管理加算	15 協定 (100%)	14 (93%)	1 ( 7%)	0 ( 0%)

評価判定

○：31 年度に通知基準の達成が見込まれる

△：指導・助言を行うことにより改善が見込まれる

×：29 年度までに全ての取組で達成率が通知基準の 50%未満であり、指導・助言を行っても改善が見込まれない

### (2) 個別協定

#### ① 利用権の設定等として取り組むべき事項

4 協定において実施され、平成 31 年度までに要件達成が見込まれる。（表 13）

表 13 利用権設定等として取り組むべき事項の評価結果

項目	計	◎優良	○適当	△要指導助言	×返還等
利用権設定等として取り組むべき事項	4 協定 (100%)	0 ( 0%)	4 (100%)	0 ( 0%)	0 ( 0%)

評価判定

◎：29 年度までに全ての取組で達成率が通知基準の 50%以上であり、31 年度に達成が高く見込まれる

○：31 年度に通知基準の達成が見込まれる

△：指導・助言を行うことにより改善が見込まれる

×：29 年度までに全ての取組で達成率が通知基準の 50%未満であり、指導・助言を行っても改善が見込まれない

#### ② 加算措置適用の取組

加算措置に取り組む協定は無い。

#### 4 集落協定内における話し合いの状況

1,107 集落協定のうち 1,057 協定（95%）において、話し合いが十分に行われており、50 協定（5%）の集落協定は、市町村が指導・助言を行うことにより、着実な実施が見込まれる。（表 14）

表 14 集落協定内での話し合いの状況の評価結果

項目	計	◎優良	○適当	△要指導助言
集落協定内における話し合いの状況	1,107 協定 (100%)	72 (6%)	985 (89%)	50 (5%)

評価判定

◎：本制度の実施に必要な話し合いが十分に行われており、自律的かつ継続的な農業生産活動の実施に向けた話し合いも行われている、もしくは話し合いの回数が増加している

○：本制度の実施に必要な話し合いが十分に行われている

本制度の実施に必要な話し合いが行われていない、または不足しているが、指導・助言により改善が見込まれる

△：本制度の実施に必要な話し合いが十分に行われているが、回数が減少している

本制度の実施に必要な話し合いが行われていない、または不足している

#### 5 集落戦略への取組状況

集落協定において、農用地を将来どのように引き継いでいくかを定めた集落戦略は、19 協定（2%）で作成済み、78 協定（7%）で作成中であり、こうした協定を含む 571 協定（52%）において、集落戦略の実現に向けた取組の実施あるいは作成が見込まれる。

一方、536 協定（48%）については、指導・助言を行うことにより、作成の開始を促している。（表 15）

表 15 集落戦略への取組状況の評価結果

項目	計	作成済み	作成中	◎優良	○適当	△要指導助言
集落戦略への取組状況	1,107 協定 (100%)	19 (2%)	78 (7%)	5 (1%)	566 (51%)	536 (48%)

評価判定

◎：集落戦略を作成し、その実現に向けた取組を実施中、または実施を検討している

○：集落戦略を作成し、指導・助言によりその実現に向けた取組の実施が見込まれる

指導・助言を行うことにより、集落戦略の作成あるいはそれに向けた取組の開始が見込まれる

集落戦略を作成する必要が無い

△：集落戦略の作成に向けた取組が困難である

## 6 全体評価

1,107 集落協定及び 41 個別協定について、協定で定めた活動等の状況を総合的に評価した。

### (1) 集落協定

1,107 集落協定いずれも不可は無く、交付金返還に至る協定は無い。

878 協定 (79%) が優、217 協定 (20%) が良、12 協定 (1%) が可である。(表 16)

表 16 集落協定の全体評価

集落協定	優	良	可	不可
1,107 (100%)	878 (79%)	217 (20%)	12 (1%)	0 (0%)

優：市町村評価において、◎または○が6以上かつ×なし  
良：市町村評価において、◎または○が4以上かつ×なし  
可：市町村評価において、×なし  
不可：市町村評価において、×あり

### (2) 個別協定

41 個別協定いずれも不可は無く、交付金返還に至る協定は無い。

3 協定 (7%) が優、25 協定 (61%) が良、13 協定 (32%) が可である。(表 17)

表 17 個別協定の全体評価

個別協定	優	良	可	不可
41 (100%)	3 (7%)	25 (61%)	13 (32%)	0 (0%)

優：市町村評価において、◎または○が5以上かつ×なし  
良：市町村評価において、◎または○が3以上かつ×なし  
可：市町村評価において、×なし  
不可：市町村評価において、×あり

### Ⅲ 制度の評価（成果と課題）

#### 1 農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用）

1,107 集落協定へのアンケート調査の結果、862 協定（78%）において、認定農業者や集落営農組織、新規就農者を担い手に位置づけている。（表 18）

次期対策以降において、協定農用地を現状維持、または拡大して取り組むことができるとした 692 集落協定（63%）では、協定農用地の耕作、または維持管理、農道・水路等の共同活動ができる体制が整備できたと考えている。（表 19）

その理由としては、担い手への農地集積・集約面積の増加（38%）、生産組合や法人の設立（18%）が回答されており、本制度により人材の確保・育成、農地利用の促進が着実に進んでいるものと考えられる。（表 20）

一方、高齢化によるリーダー不足や担い手不足などにより、次期対策以降、荒廃農用地が発生する可能性がある、または一部農用地を除外せざるを得ないとしている協定も多く、制度の取組継続にあたり、担い手の確保・育成が必要である。（表 19、表 21）

表 18 集落協定における担い手の状況

区分	協定数	担い手の内訳（複数回答）
担い手あり	862（78%）	認定農業者 67%、集落営農（任意）38%、集落営農（法人）4%、農業法人 8%、新規就農者 6%、その他 8%
担い手なし	245（22%）	—

表 19 次期対策以降における制度への取組

回答（1,107 集落協定）	協定数（割合）	合計
協定農用地を拡大し取り組むことができる	32（3%）	692（63%）
協定農用地は現状のままで取り組むことができる	660（60%）	※表 20 へ
一部、荒廃しているかもしれない	278（25%）	693（63%）
次期対策には取り組むが、一部、協定農用地を除外せざるを得ない	350（32%）	※表 21 へ
次期対策に取り組むことは困難	65（6%）	

表 20 次期対策以降に向けた共同活動の体制整備（上位回答）

回答（692 集落協定）	協定数（割合）
担い手への農地集積・集約面積、作業委託面積が増加した	261（38%）
協定参加者の世代交代（若返り）が進んだ、または気運が高まった	189（27%）
活動の核となる若手人材を確保できた、または確保できる目処が立った	137（20%）
生産組合や法人を設立できた、またはその機運が高まった	128（18%）
新規就農者やオペレーターが確保できた、または確保の目処が立った	73（11%）

表 21 次期対策以降に協定農用地を維持できなくなる理由（上位回答）

回答（693 集落協定）	協定数
高齢化・後継者不足によるリーダー等の不在	453（65%）
高齢化や人口減少により、農道・水路等の管理が困難	423（61%）
農業の担い手の不在・不足	443（64%）

## 2 所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流）

高収益作物の導入には 85 協定、農産物の加工・販売には 25 協定、体験民宿や棚田オーナー制には 42 協定が取り組んでいる。（表 22、表 23、表 24）

21 集落協定は、農産物の加工・販売や都市農村交流により協定農用地の維持等が可能としており、こうした取組の拡大が必要である。（表 25）

表 22 高収益作物の導入に取り組む協定

協定	協定数(割合)	高収益作物	販路
集落協定	79 (7%)	特別栽培米、ソバ、トマト、キュウリ、ピーマン、カボチャ、ブドウ、リンドウ、ワラビなど	J A、産直、産業公社、コンビニエンスストア、ホテル、学校給食など
個別協定	6 (15%)	特別栽培米、リンゴ、リンドウ	J A

表 23 農産物の加工・販売に取り組む協定

協定	協定数(割合)	加工品目	販路	加工・販売方法（複数回答）		
				自ら加工・販売	外注加工、自ら販売	原材料提供のみ
集落協定	24 (2%)	味噌、豆腐、そば乾麺、梅干し、漬物、ジュース、ワインなど	産直、J A、スーパー、ホテル、温泉施設、イベントなど	21	4	1
個別協定	1 (2%)	ジュース	産直	0	1	0

表 24 集落協定における都市農村交流に向けた取組

項目	協定数(割合)
棚田オーナー制度	4 (0%)
市民農園の開設・運営	3 (0%)
体験民宿（グリーン・ツーリズム）	35 (3%)

表 25 次期対策以降に向けた協定活動の体制整備（6次産業化、都市農村交流関係）

回答（692 集落協定）	協定数(割合)
加工、直売、農家レストラン等に取り組む所得が増加した、または増加の目処が立った	15 (2%)
棚田オーナー制度や体験農園、収穫体験など各種体験プログラムの実施等の取組により交流人口が増加し、地域外からの出資や消費、労働力を呼び込めた、またはその目処が立った	6 (1%)

### 3 集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化）

第4期対策に取り組まない場合、898 集落協定（81%）、36 個別協定（88%）が、耕作放棄地が生じるとしており、本制度は、耕作放棄地の発生防止につながっている。（表 26）

また、950 集落協定（86%）が、本制度に取り組むことにより集落の協働意識が高まったとしており、集落維持における本制度の役割は大きいと考えられる。（表 27）

なお、本制度に加えて、多面的機能支払制度や環境保全直接支払制度に取り組む 603 集落協定のうち、559 協定（93%）が、これらの制度に併せて取り組むことにより水路や農道の維持管理等の内容が充実したほか、鳥獣害防止や、地域活動の活発化など、多面的機能の維持・増進が一層図られたとしている。（表 28）

一方、制度ごとに事業計画を作成し、出役計画、支払等を全て区分する必要があるなど、複数制度への取組に要する事務負担の軽減が課題とされている。

表 26 第4期対策に取り組まなかった場合に生じる耕作放棄地の割合

回答	集落協定数	個別協定数
耕作放棄されない	209（19%）	5（12%）
耕作放棄される	898（81%）	36（88%）
1割程度	241（22%）	9（22%）
2割程度	267（24%）	8（20%）
3割程度	208（19%）	9（22%）
4割程度	66（6%）	1（2%）
5割以上	103（9%）	7（17%）
全て	13（1%）	2（5%）

表 27 本制度への取組による協働意識の変化

回答（1,107 集落協定）	協定数（割合）
取り組む前に比べて大いに高まった	219（20%）
取り組む前に比べて一定程度、高まった	731（66%）
取り組む前とかわらない	148（13%）
取り組む前よりも低下した	9（1%）

表 28 本制度に加え多面的機能支払や環境保全型直接支払に取り組んだことによる効果

回答（603 集落協定）	協定数（割合）
水路や農道の維持・管理等の内容が更に充実した（新規の取組、取組規模の拡大、施設の改修、回数の増加など）	559（93%）
活動組織に地域住民や団体などが加わり、寄り合い、祭りや伝統行事など地域活動が更に活発になった	72（12%）
集落間連携による広域化が進み、人材や労働力確保の面で実施体制が更に強化された	57（9%）
鳥獣被害の防止に取り組めるようになった	51（8%）
本制度の交付金を担い手の確保や農地集積、6次産業化など取組に活用できるようになり、営農継続への気運が高まった	41（7%）
有機農業等の高付加価値農業に取り組む気運が高まった	25（4%）
その他	17（3%）

#### 4 行政取組等（県の推進体制、市町村の推進活動に対する支援）

市町村を対象とした担当者会議の開催等により、制度の適正かつ円滑な実施を進めるとともに、優良な取組に対する表彰やその広報等により、取組の波及や県民理解の醸成を図っている。

また、出先機関毎に設置した中山間地域農業の活性化に係る支援チームの活動を通じて、地域ビジョンの作成やリーダー育成など、市町村の推進活動を支援している。

#### 5 制度全体に係る総合的な評価

本制度を実施する 31 市町村全と 1,138 協定（99%）において、今後も制度の継続が必要としている。（表 29）

そのうち、26 市町村（84%）と 934 協定（81%）は、現行のまま制度を継続する必要があるとしているが、5 市町（16%）と 204 協定（18%）は制度の一部改善が必要としており、以下の事項について改善を求めたい。

- ① 集落戦略の作成以外による交付金返還に関する緩和措置  
（例：協定締結期間の半分以上取組農地についての緩和）
- ② 積雪などの気象条件も勘案した地域指定
- ③ 事務の簡素化

表 29 本制度の継続の必要性

回答	31 市町村（割合）	1,148 協定（割合）	1,138 協定（割合）	
			1,107 集落協定	41 個別協定
現行の制度のまま、継続する必要がある	26（84%）	934（81%）	897（81%）	37（90%）
制度を一部、見直した上で、継続する必要がある	5（16%）	204（18%）	200（18%）	4（18%）
必要ない	0（0%）	10（1%）	10（1%）	0（0%）